

## 修了考査問題（例示）

## 〔注意事項説明(抜粋)〕

1. 氏名、フリガナ、受講番号欄及び受講番号欄の下のマーク欄を黒鉛筆で正確に記入してください。（ボールペン等では絶対に記入しないでください。）
2. 修了考査時間は、1時間です。
3. 修了考査問題は、問題用紙（マークシート用紙）の両面にあります。
4. 修了考査問題の採点対象は、次のとおりです。
  - ・一級建築士 全て（1番から40番まで）
  - ・二級建築士 1番から35番まで
  - ・木造建築士 1番から30番まで
5. 講習テキストの閲覧は、可とします。
6. 解答にあたり、適用すべき法令等は、令和7年4月1日現在において公布されているものとしてします。

問題番号	問 題
1	令和7年4月から、建築確認時に省エネ基準への適合義務が課せられている建築物から、300㎡未満の戸建住宅については適用対象外となった。
2	令和6年4月から、建築物販売事業者の販売建築物についてのエネルギー消費性能表示の努力義務に関し、所定のルールにしたがって表示が行われていない場合、事業者へ勧告等の措置が講じられることとなった。
3	令和6年4月に、市町村が再エネ設備の設置の促進計画を定めた区域の一定の建築物においては、建築士に対して、建築主に対する再エネ導入効果の説明義務が課された。
4	令和5年4月から、所定の省エネ改修を行う場合に認められていた容積率及び建蔽率の緩和措置は、一切認められないこととなった。
5	令和5年4月から、住宅の居室に必要な採光に有効な開口部面積は、これまで一定の要件を満たした場合、その居室の床面積の1/10以上まで緩和できたものが、いかなる場合も1/7以上の確保が必要となった。
6	国や建築主事等を置く地方公共団体が建築主である建築物については、その計画を指定確認検査機関に通知し、同機関の審査・検査等を受けることが可能となった。
7	壁量基準においては、耐力壁は、存在壁量として考慮することができるが、腰壁、垂れ壁等の準耐力壁は、存在壁量として考慮することができない。
8	床面積が100㎡以内、天井高さが3m以上の共同住宅の居室にあっては、所定の区画がされている場合、スプリンクラー設備がなくとも内装制限の適用を受けない。
9	こんろや暖炉などの火気使用設備の能力や規模に応じて内装制限の適用を受ける壁や天井の範囲を限定する制度は、ホテルや飲食店等の厨房等を除き、一戸建て住宅に限らず、全ての建築物の火気使用室が対象である。
10	特殊建築物への用途変更にあたって、建築確認を要する対象は床面積200㎡超となっており、建築確認を要しない場合にあっては、建築基準法の技術的基準への適合は必要とされない。
11	建築士法に基づく重要事項説明は、補助的にテレビ会議等のITの活用は認められるものの、最終的には対面による説明を必須とする旨の方針が国土交通省より示されている。
12	令和4年4月から、都道府県知事の認定を受けた「畜舎利用計画」に基づき技術基準・利用基準に適合した畜舎の建築を行う場合、認定を受けた畜舎については建築基準法の適用を受けないこととなった。
13	令和4年4月から、防腐措置が求められる屋外の木造の直通階段の構造や防腐措置について、木材使用の促進の観点から建築確認の申請図書への明示が不要となった。
14	建築主には工事監理者の選任が義務付けられていることについて、建築物の設計を行った建築士は、建築主に助言等を行うことが必要である。
15	措置命令等に対する違反について罰則が処せられるのは、違反建築物への工事施工停止命令のみであり、保安上危険な既存不適格建築物への是正命令は対象外である。
16	建築士法に規定する建築士名簿は、契約の当事者等利害関係者であり、かつ、正当な事由がある場合を除き、いかなる情報も一般に公表することはできない。
17	建築士事務所に所属する全ての建築士は、一定期間ごとに法定の定期講習を受講しなければならない。
18	建築士が、無資格で設計又は工事監理を行っている者等に対して、自己の名義を利用させた場合、建築士法違反として懲戒処分の対象となる。
19	建築士は、建築関係法令違反等により、免許取消の行政処分を受けることがある。
20	延べ面積が300㎡を超える建築物の新築に係る設計の契約の当事者は、契約の締結に際して、一定の事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

問題番号	問題
21	建築士は、自らが行う設計・工事監理等の業務を合法的に行うことのみ注力すべきであり、委託者の負担増につながる、損害賠償のための保険契約等の措置を講じることは適当ではない。
22	令和6年1月に改正された業務報酬基準の告示では、戸建住宅を含む略算表にある建築物の類型・床面積別の標準業務量が見直された。
23	令和6年1月に改正された業務報酬基準の告示では、建築物や敷地等の難易度に係る業務量の補正方法が見直され、複数の難易度の観点に該当する場合であっても、いずれか一つの観点による難易度係数のみを乗じることとなった。
24	パリ協定に基づく我が国の国際公約として2030年度までに国全体で温室効果ガスの排出量を2013年度比で46%削減することとしているが、「家庭部門」においてはこれまで削減が進んでいることから削減目標は掲げていない。
25	省エネ法のエネルギー消費量に関する基準値(基準一次エネルギー消費量)は、評価対象住宅の立地の地域区分(寒冷度)、住宅の建て方(戸建又は共同)及び規模(床面積及び外皮面積)によって決まる。
26	住宅の気密性能の規定は、省エネルギー基準からは除外されたが、省エネルギー効果の観点から引き続き重要である。
27	熱交換型換気装置は、適切に設置すれば、その後の維持管理が不要になることが利点である。
28	都市計画区域等外で建築確認を受けなくとも建築できる建築物は、平家建てかつ延べ面積200㎡以下である。
29	BIM(Building Information Modeling)とは、インターネットのWEBを活用した建築情報の開示情報システムのことをいう。
30	建築確認におけるBIM図面審査ガイドラインは、BIM図面審査や審査を構成する提出物等について定義するものであり、入出力基準や設計者チェックリストの内容については明示していない。

↑ 木造建築士は、1番～30番まで解答してください。↑

31	令和5年4月から、階数に応じて要求される耐火性能基準が合理化され、階数5以上9以下の木造建築物の最下層については、90分耐火性能で設計可能となった。
32	令和7年4月から、簡易な構造計算(許容応力度計算)で建築できる範囲については、延べ面積300㎡超の木造建築物の場合、高さ13m以下かつ軒高9m以下となった。
33	建築基準適合判定資格者については、従前は受検時まで一定の実務経験が必要であったところ、登録時まで一定の実務経験を有すればよいこととなった。
34	採光無窓居室から直通階段までの歩行距離の上限は、当該居室及び避難経路への非常用照明の設置等の所定の安全対策を講じた場合であっても、採光あり居室よりも短い距離としなければならない。
35	CLTとは、厚30mm程度の挽き板を3～9層程度、直交して重ねて接着したものである。

↑ 二級建築士は、1番～35番まで解答してください。↑

36	大規模非住宅建築物(床面積2,000㎡以上)の省エネ基準において、BEIは、用途にかかわらず、1.0となっている。
37	令和5年4月から、住宅トップランナー制度の対象として、分譲マンションが追加されることとなった。
38	令和6年4月から、耐火建築物において耐火性能が要求される主要構造部のうち、壁・床で防火上区画された防火上・避難上支障のない部分は、規制対象外となった。
39	令和7年4月から、小規模伝統的木造建築物で一部の仕様規定を満たせない場合でも、構造設計一級建築士が構造の設計又は構造関係規定に適合するかどうかの確認を行い、一定の建築確認審査を行えば、構造計算適合性判定の手続きは不要となった。
40	大規模建築物における受変電設備について、大規模な洪水発生時に深刻な被害が生じることを未然に防ぐため、国において「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」が作成されている。

↑ 一級建築士は、最後まで解答してください。↑